

東京都感染拡大防止協力金のご案内

東京都では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から4月16日から5月6日までに休業、時間短縮営業の要請を行った業種に対し協力金（1店舗50万円、2店舗以上の事業者は100万円）が支給されます。

申請にあたり必要な書類や提出方法につきまして下記にまとめましたので、対象者の方でまだ申請がお済みでない方はご参照いただきますようお願い申し上げます。

なお受付期間は6月15日（水）まで【当日消印有効】です。

「対象となる店舗について」

令和2年4月16日～5月6日のすべての期間において休業要請（対象業種については東京都産業労働局HPに掲載されています）に応じた店舗。

時間短縮営業（居酒屋・料理店等：酒類提供は19時、店舗の営業は20時まで）にご協力いただいた店舗も対象となります。店舗面積や個人、法人等の制限はありません。

「申請に必要な書類について」

◆①協力金申請書（法人にあたっては法人番号を記入）＊専門家による確認欄あり

②営業実態が確認できる書類

（例）確定申告書の写しのほか、直近の帳簿、営業許可証など

③休業状況が確認できる書類

（例）休業期間（時短営業）を告知する店頭ポスターの写し等

◆④誓約書

◆⑤支払金口座振替依頼書

◆①④⑤については東京都産業労働局のHPからダウンロードのほか、商工会窓口にも置いてあります。

「専門家による確認について」

本協力金の申請においては円滑な支給を図るため専門家による確認欄が設けられております。確認がなくても申請は可能ですが、追加書類の提出等で支給まで時間を要する場合があります。

当会では下記の日程で専門家（中小企業診断士）による確認窓口を設置いたします。専門家窓口は完全予約制となっておりますので、ご希望の方は事前にお電話にてご予約下さい。

日 程：5月11日（月）、5月18日（月）、5月25日（月）

時 間：午前10時～午後4時（30分単位）

申込み：完全予約制 電話にて受付 国分寺市商工会 042-323-1011

費 用：無料

「申請方法について」

4月22日に開設された申請サイトにて、ウェブ申請のほか郵送、持参でも受け付けます。

※本協力金の詳細は東京都産業労働局ホームページでもご覧いただけます。

https://www.sangyo-rodou.metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html